

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」の改正の方向性案

(平成17年8月26日閣議決定)
(平成17年9月7日国交省告示第983号)

※赤字：基本的な方針における新規事項
青字：改正法等のポイント

<基本的な方針の改正案(構成)>

第1 公共工事の品質確保の推進の意義に関する事項

第2 公共工事の品質確保の推進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

(1) 予定価格の適正な設定

(2) ダンピング防止

(3) 計画的な発注、適正な工期設定及び設計変更

2 受注者の責務

3 技術的能力の審査の実施に関する事項

(1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

(2) 個別工事に際しての技術審査

(3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等

4 多様な入札及び契約の方法

(1) 競争参加者の技術提案を求める方式

(2) 段階的選抜方式

(3) 技術提案の改善

(4) 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式

(5) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

(6) 地域の維持管理に資する方式

5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

6 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

7 発注関係事務の環境整備に関する事項

8 調査・設計の品質確保に関する事項

9 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1) 国・都道府県による支援

(2) 国・都道府県以外の者の活用

10 施策の進め方

【改正法第3条第3項】 施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保

【改正法第3条第4項】 工事の性格等に応じた工事の入札契約方式の選択

【改正法第3条第6項】 適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施

【改正法第3条第7項】 災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮

【改正法第3条第8項】 ダンピング受注の防止

【改正法第3条第10項】 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事従事者の賃金、労働環境改善

【改正法第3条第11項】 技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保

【改正法第7条第1項】 【改正法第21条第3項】 発注関係事務の適切な実施

【改正法第7条第1項第1号】 予定価格の適正な設定

【附帯決議 一】 予定価格の不当な引き上げが行われないよう関係機関への徹底

【改正法第7条第1項第2号】 【附帯決議 二】 不調・不落の場合等における見積書徴収

【改正法第7条第1項第3号】 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定

【改正法第3条第8項】 ダンピング受注の防止

【改正法第7条第1項第4号】 計画的な発注、適切な工期設定

【改正法第7条第1項第5号】 適切な設計変更

【改正法第8条第1項、第2項】 受注者の責務

【附帯決議 五】 適切な額の下請け契約の締結、賃金その他の労働条件等の改善

【改正法第13条】 若手技術者・技能者の育成・確保、機械保有、災害時の体制等を審査・評価

【改正法第14条】 工事の性格等に応じた工事の入札契約方式の選択

【附帯決議 三】 談合等の防止、透明性、公正性及び必要かつ十分な競争性確保

【改正法第15条第2項】 技術提案に係る負担への配慮

【改正法第16条】 段階的選抜方式

【附帯決議 四】 段階的選抜方式の実施に当たっての透明性確保

【改正法第18条第1項】 技術提案交渉方式

【改正法第20条】 地域社会資本の維持管理に資する方式

【改正法第18条第2項、第3項】 技術提案交渉方式における透明性・公正性確保

【改正法第7条第1項第6号】 完成後の一定期間経過後の施工状況の確認および評価

【改正法第7条第2項】 施工状況の評価に関する資料の発注者間での相互活用および評価項目の標準化

【改正法第7条第2項】 施工状況の評価に関する資料の発注者間での相互活用およびデータベースの整備

【改正法第3条第11項】 技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保

【改正法第24条】 調査設計の性格等に応じた入札契約方式の選択等

【改正法第7条第3項】 他の発注者との情報交換による連携

【改正法第21条第4項】 発注関係事務を適切に実施することができる者の育成および活用の推進等

【改正法第6条】 国及び地方公共団体の相互に緊密な連携を図りながら協力

【改正法第22条】 発注関係事務の運用に関する運用指針を策定

【改正法第23条】 地方公共団体が講ずる施策に対する国の援助